



成年後見制度の改正をめぐる議論の 現状と今後の政策課題

新潟大学法学部
上山 泰

報告の概要

- I. 成年後見法改正の背景と現行制度の課題**
- II. 見直しをめぐる議論の方向性**
- III. 高齢消費者の保護に関する新たな課題**

Ⅰ．成年後見法改正の背景と 現行制度の課題

成年後見法改正の2つの背景

①第2期成年後見制度**利用促進基本計画**

👉 国内的要請（実務的性格の濃さ）

②**障害者権利条約**の適正な国内的实施

👉 国際的要請（理念的性格の濃さ）

第2期基本計画からの要請

①最終目標としての**地域共生社会**の実現

☞ **権利擁護支援**のための一手段

☞ **社会福祉のしくみ**との一体的改革

②**利用しやすい**制度への改革

☞ **利用者側からの要望**

利用者側からの要望

☆現行法定後見制度の使いにくさ

①終わらない後見

- ☞ (判断能力未回復なら)本人死亡まで継続
- ☞ 専門職後見人の報酬問題

②後見人・活動内容に対する不満

- ☞ 本人とのコミュニケーションの不足
- ☞ 解任事由の限定性(後見人の交代の困難さ)

障害者権利条約の適正な国内的実施

① 日本政府に対する総括所見(2022年)

- ☞ 意思決定を代行する制度(法定後見制度)の廃止勧告
- ☞ 12条との抵触を理由とする民法改正に対する勧告
- ☞ 意思決定支援の仕組みの導入に対する勧告

② 建設的対話(審査)における日本政府回答

- ☞ 「行為能力制限の撤廃の可能性も否定しない形で、成年後見制度の包括的な見直しを行っている…」

条約との整合性に関する理念的課題

☆障害のある者の**法的能力の平等**の保障

①医学モデルに基づく法律要件からの脱却

- 👉機能障害の存在と制度利用の必要性の機械的結合の切断
- 👉「**精神上の障害**」(民法7条等)という文言の排除

②代行決定型支援から**意思決定支援**へのパラダイム転換

II. 見直しをめぐる議論 の方向性

成年後見制度の在り方に関する研究会

- ① 検討対象 成年後見（法定後見・任意後見）制度の見直し
- ② 時期 第1回 2022年6月7日～第22回 2024年2月22日
👉 本年度中に報告書策定の予定
- ③ メンバー 座長 山野目章夫（早稲田大学教授）
委員 研究者6名、実務家3名、**当事者団体**4名
- ④ 関係省庁 法務省、厚生労働省、最高裁判所

(1) 法定後見制度

第2期基本計画が示す方向性

☆法定後見制度の改革の方向性

- ①「適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる制度」への転換
☞ 必要性の原則・補充性の原則の導入
- ②三類型（後見・保佐・補助）の在り方の見直し（一元化など）
- ③有期制・更新制（設定期間の有期化）の導入
- ④後見人等の円滑（柔軟）な交代を保障する仕組みの導入

必要最小限の介入① —権限①—

①法定後見人の職務権限の限定

☞ **必要最小限の介入**

☞ **強制的介入の原則的回避**

②具体的な必要性に基づく**法定代理権**の限定

☞ **包括的代理権**を伴う後見類型の**廃止**

☞ **テイラー・メード型**の権限設定（一元的制度）

☞ **本人の請求または同意**による利用の原則化

必要最小限の介入② — 権限② —

② 取消権（同意権）の縮減 or 廃止

- ➡ 包括的取消権を伴う後見類型の廃止
- ➡ テイラー・メード型の権限設定（一元的制度）
- ➡ 本人の請求または同意による利用の原則化
- ➡ 取消権者の本人への限定
- ➡ 支援者による取消権の行使制限ルールを導入

* 取消権の実効性に対する疑義

必要最小限の介入③ —期間—

②必要性の消滅による法定後見終了の容認

- ☞ 判断能力未回復事案での終了の可能性
- ☞ 法定後見による支援の要否
- ☞ 他の代替的支援手段への変更

③法定後見の時間的(設定期間の)限定

- ☞ **有期制**(最長期間の設定)・**更新制**の導入

必要最小限の介入④

—介入手法—

④意思決定支援の優先性

- ☞代理権・取消権等の行使に先立つ意思決定支援
- ☞ガイドライン(※)のルール of 明文化

※「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(2020年10月30日)

支援者の交代に関する規律の整備

☆支援者の柔軟な交代の保障

👉 **辞任**（民法844条） ・ **解任**（民法846条） 規定の限界

①支援者の変更（**改任**）の審判の仕組みの導入

②解任事由の見直し

👉 非違行為以外の解任事由（本人の要望等）の導入

👉 後見人の欠格事由の見直し

③リレー型（ex. 専門職⇒市民）の確実な運用の担保

(2) 任意後見制度

任意後見制度の利用状況

①日本(人口 1億2,497万〔2022(令和4年)・9・1〕)

・利用者数 = **2,739**件〔2021(令和4年)末〕

・登記件数(≒契約数) = **12万962**件〔2019(令和元)・7・29〕

👉 閉鎖登記件数 = 2万458件

②ドイツ(人口 8,319万〔2020〕)

・登録件数 = **568万4,327**件〔2022・12・31〕

③イギリス(人口 6,708万〔2020〕)

・登録件数 = **約600**万〔2022・12・31〕

利用コストの軽減

☆大前提としての利用の極度の低迷

⇒現行要件の柔軟化（選択制の導入等）

①要式行為性（公正証書作成）の緩和

②任意後見監督人の必置制の緩和

③監督人・監督人報酬額に関する本人意思の尊重

☞監督人の本人による指定の容認

☞監督人報酬の任意後見契約における決定の容認

移行型の機能不全（未移行問題）

① 監督人選任に関する受任者の**申立義務**の明文化

② 任意後見契約の発効に関する第三者の関与

 市町村長申立権の導入等

III. 高齢消費者の保護に 関する新たな課題

法定後見制度の縮小

☆縮小後の受け皿づくり

☞ 法定後見の不要性 ≠ 権利擁護支援の不要性

① 法定代理権による支援の代替手段の確立

② 制限行為能力制度による保護の代替手段の確立

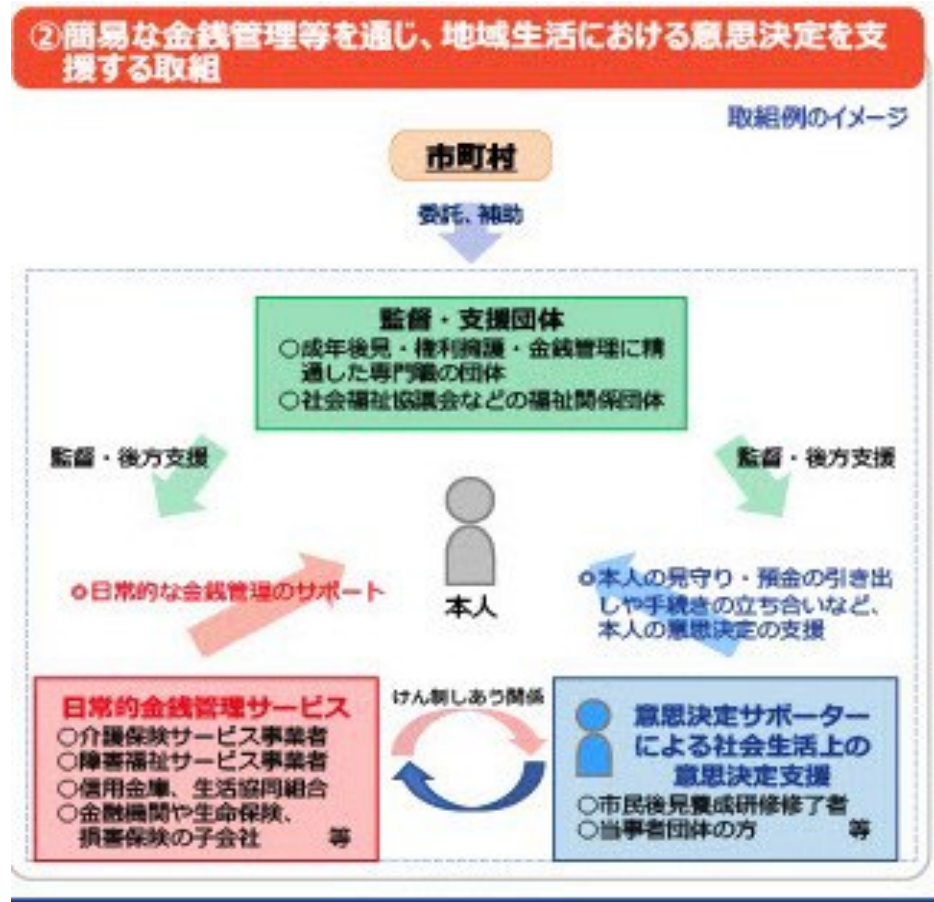
法定代理権の代替手段

☆地域の社会福祉のしくみとの協働の必要性

- ① **日常生活自立支援事業**の拡充
- ② 簡易な金銭管理等を通じた**意思決定支援**のしくみ
👉 代理権のない簡易な金銭管理（次頁モデル事業）
- ③ 近親者等による「事実上の後見」の評価

【参考】

* 厚労省成年後見制度利用促進室「持続可能な権利擁護支援モデル事業について」(令和5年1月16日)3頁の図を抜粋



☆当事者間の契約に基づく簡易な金銭管理制度

◎代理権を持たない受任者による金銭管理

◎意思決定サポーターによる本人の意思決定支援

◎監督・支援団体による準公的な監督体制

制限行為能力制度の代替手段

①民法による対応

①a **意思無能力**による無効主張(民法3条の2)

①b **現代型暴利行為**(民法90条の公序良俗)による無効主張

☞ 相手方の脆弱性等に対する**付け込み型**不当勧誘等

☞ 親族等からの経済的虐待事案等への対応可能性

②消費者法制の拡充

☞ 「**脆弱な消費者**」に関する取消権(消契法4条3項)の拡充等

☞ 付け込み型不当勧誘に関する網羅的受け皿規定

任意後見制度の利用拡大策

☆中核的ニーズへの信頼性の高い仕組みによる対応の保障

①人格的利益に関する決定権限（介入権限）の付与

👉 **医療同意権**・居所指定権・面接交流制限等

②死後の事務に関する限定的権限（民法873条の3）の付与

👉 ①②による悪質な身元保証業者に対する牽制

③銀行取引における代理人届のしくみの適正な規制

👉 モデル約款等によるソフトローによる運用の適正化

おわりに

① 関連規範の有機的連携・連動

👉 民法・消費者法制・**社会福祉法制**（+ 地域社会福祉）

② 関連する担い手の有機的連携・連動

👉 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

【参考データ】

成年後見制度の利用者数（令和4年末時点）

- ①後見類型・・・17万8,316件 [72.8%]
- ②保佐類型・・・4万9,134件 [20.0%]
- ③補助類型・・・1万4,898件 [6.1%]
- ④任意後見・・・2,739件 [1.1%]

☆利用総数・・・24万5,087件

親族と第三者の法定後見人選任割合

* 最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
親族後見人	90.9%	85.9%	84.1%	82.5%	79.5%	77.4%	82.9%	72.2%
第三者後見人	9.1%	14.1%	15.9%	17.5%	20.5%	22.6%	17.2%	27.7%
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
親族後見人	68.5%	63.5%	58.6%	55.6%	48.5%	42.2%	35.0%	29.9%
第三者後見人	31.5%	36.5%	41.1%	44.4%	51.5%	57.8%	65.0%	70.1%
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
親族後見人	28.1%	26.2%	23.2%	21.8%	19.7%	19.8%	19.1%	
第三者後見人	71.9%	73.8%	76.8%	78.2%	80.3%	80.2%	80.9%	

法定後見人の供給母体

(平成12年度:単位:%)

* 最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成

親	子	配偶者	兄弟姉妹	その他親族	
⑤9.6%	①34.5%	②18.6%	③16.1%	④12.1%	
弁護士					
4.6%					
知人	法人	その他親族外			
0.9%	0.4%	3.2%			

法定後見人の供給母体

(令和4年:単位:件, %)

* 最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成

親	子	配偶者	兄弟姉妹	その他親族	
⑪511 [1.3%]	④4037 [10.2%]	⑩570 [1.4%]	⑨1127 [2.8%]	⑧1315 [3.3%]	
弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	行政書士	精神保健福祉士
②8682 [21.9%]	①11764 [29.7%]	③5849 [14.8%]	⑮58 [0.1%]	⑦1427 [3.6%]	⑯57 [0.1%]
市民後見人	その他個人	社会福祉協議会	その他法人	66.4%	社会保険労務士
⑫271 [0.7%]	⑭98 [0.2%]	⑥1432 [3.6%]	⑤2459 [6.2%]	9.8%	⑬107 [0.3%]

親族後見人の 選任割合

各年に後見，保佐及び補助が開始された事件のうち
親族が後見人等に選任された事案の割合

平成29年	28.3%
平成30年	24.9%
令和元年	23.3%
令和2年	21.0%

親族の候補者 がいる事案

令和2年2月から12月までに終局した後見，保佐及び補助の
開始申立事件のうち，**親族が後見人等の候補者として申立書に
記載されている事案**の割合

※調査開始時期：令和2年2月

令和2年2月～12月(11か月間)の平均
23.6%

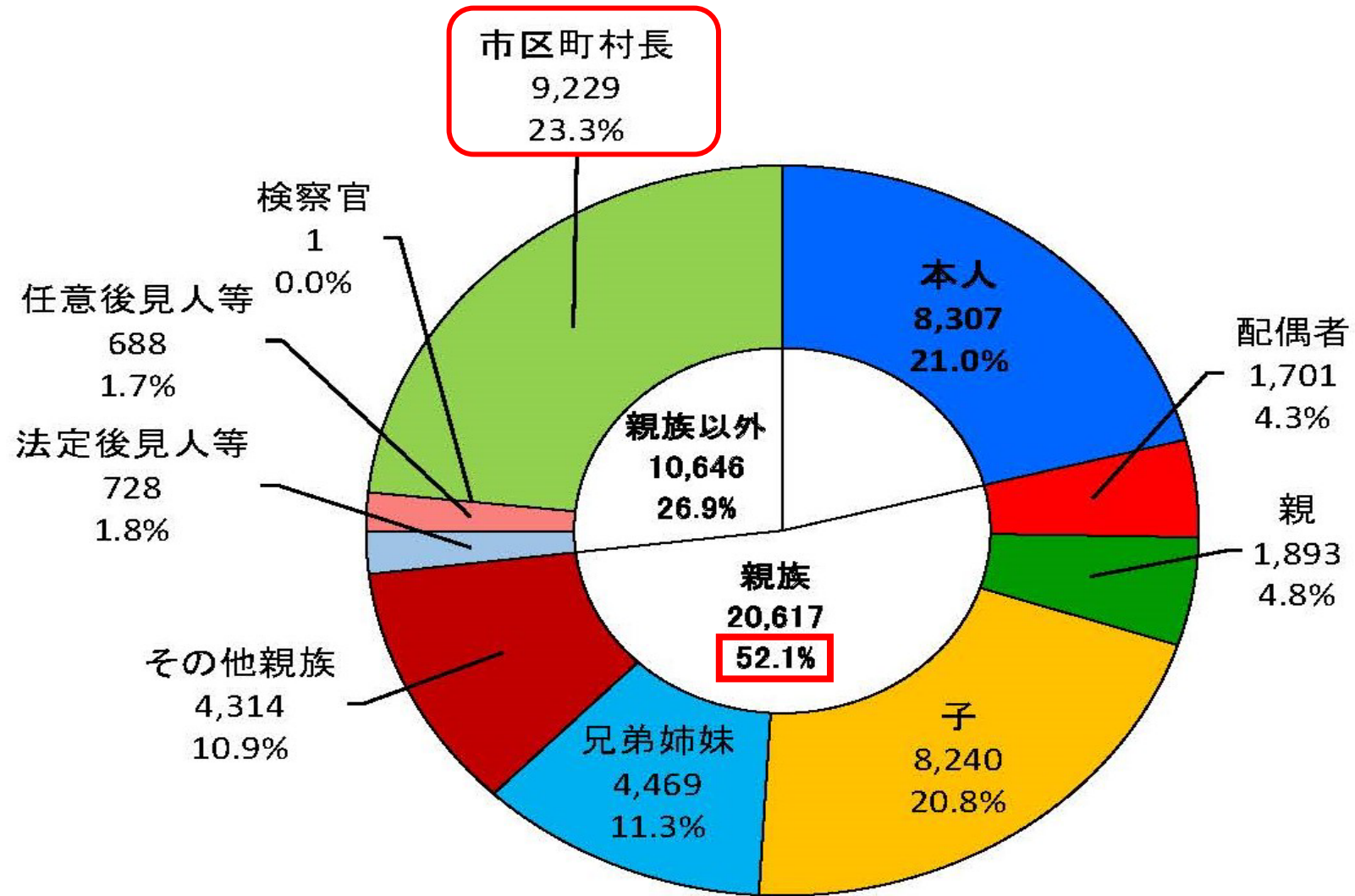
**親族が候補者となっている事案自体が少ないが，そのような事案では
多くの場合，当該候補者が後見人等に選任されている**

親族間に対立がある事案など，親族の候補者を選任することが相当でない事情が
認められない限り，当該候補者が後見人等に選任されていると考えられる

* 令和3年
候補者あり 23.9%
親族後見 19.8%
☞ 82.8%

* 令和4年
候補者あり 23.1%
親族後見 19.1%
☞ 82.8%

申立人類型別の割合(令和4年)



※平成12年度

- ・子 39.9%
- ・配偶者 18.9%
- ・兄弟姉妹 17.1%
- ・その他親族 10.6%
- ・親 9.7%
- ・本人 2.9%
- ・市区町村長 0.5%
- ・法定代理人等 0.3%
- ・任意後見人等 0.1%
- ・検察官 0.0%
- ☆親族申立て 96.2%

* 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和4年1月～12月—」4頁の図を元に筆者加筆